

参加費  
無料

# 最新判例に基づく 変形労働時間制の 実務対応

残業代請求を未然に防ぐ弁護士の実践知

このような状況への対応にお困りの方向けのセミナーです

- ✓ 働き方改革への対応として変形労働時間制を導入できるか知りたい。
- ✓ 変形労働時間制の運用が裁判例において正しいか知りたい。
- ✓ 残業代請求を防ぐための実務対応が分からない。

開催日時

3/12(水) 16:00~17:00

3/13(木) 16:00~17:00

上記どちらかにお申し込みください

開催形式

オンライン開催

Zoomによるライブセミナー

PC/スマホにてどこからでもご参加いただけます

参加特典

無料法律相談・すぐ使える書式集

セミナーのテーマに限らず、お困り事をご相談いただけます

広告

弁護士法人西村綜合法律事務所 東京事務所（第二東京弁護士会）  
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階 TEL 03-3237-3515

弁護士法人西村綜合法律事務所 岡山事務所（岡山弁護士会）  
〒700-0818 岡山市北区蕃山町3-7 両備蕃山町ビル5階 TEL 086-201-1816

詳細は裏面をご覧ください



■経歴  
 東京大学法学部卒業  
 第二東京弁護士会登録  
 岡山弁護士会登録  
 元日弁連立法対策委員会委員  
 元日弁連情報問題対策委員会委員

■来歴  
 2025年2月時点で累計  
 100社以上の顧問対応  
 実績がある。

弁護士法人  
 西村綜合法律事務所  
 代表弁護士 西村啓聡



■経歴  
 岡山大学法学部卒業  
 第一東京弁護士会登録  
 岡山弁護士会登録

弁護士法人  
 西村綜合法律事務所  
 所属弁護士 稲田拓真



日比谷パーク法律事務所  
 代表弁護士  
 久保利英明

## セミナーの特徴

**昨今、変形労働時間制が無効となる裁判例が相次いでいます。**有名な飲食チェーンや大手引越業者等でも変形労働時間制が無効となり、多額の残業代の支払いを命じられています。

**変形労働時間制は、規則や運用に少しでもミスがあれば、制度が無効となります。その結果、多額の残業代の支払いが必要となる事案も少なくありません。**

最新の裁判例において「なぜ変形労働時間制が無効となったのか」を正しく理解することで、このような問題を回避するとともに、残業時間の削減を実現し、労使ともに働きやすい変形労働時間制を導入・維持することができます。

本セミナーでは、最新の裁判例などを題材に、変形労働時間制の注意点と、明日から使える変形労働時間制の助言のポイントをお伝えします。

## Web申し込み



こちらより  
 お申し込みいただきますと  
 1～2分で送信可能です

参加をご希望の方は、QRコードのお申し込みフォームをご利用いただくか  
 もしくは下記の枠内をご記入の上FAXにてご返送下さい

FAX送付先(東京事務所)：03-3237-3516

|          |  |   |
|----------|--|---|
| 貴社名      | 役職・ご芳名   |   |
| ご住所      |  |   |
| ご連絡先     | 【TEL】  | 【FAX】                                       |
| Eメールアドレス | @  |   |
| 参加希望日    | ご希望の日時に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください |   |
|          | <input type="checkbox"/> 3/12(水)16:00～17:00          | <input type="checkbox"/> 3/13(木)16:00～17:00 |